

令和 4 年度第 9 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 4 年 8 月 2 日

担当部・課：市民生活部廃棄物対策課〔内線 3 3 7 2〕

① 件 名	令和 4 年 3 月 1 6 日に発生した福島県沖を震源とする地震に伴う被災家屋等の公費解体事業等について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 令和 4 年 3 月 1 6 日に発生した福島県沖を震源とする地震により損壊した被災家屋等について、生活環境保全上の支障が生じている。 令和 4 年 4 月 8 日付事務連絡「令和 4 年福島県沖を震源とする地震に係る災害廃棄物処理事業の補助対象拡充について」（環境省廃棄物適正処理推進課周知）において、現行の補助制度では、いわゆる全壊家屋を除く被災家屋等の解体費用については補助対象としていないところ、標記災害に係る解体費用については、全壊家屋の解体に加え、特例的に半壊家屋の解体についても補助対象とすることとなった。</p> <p>【目的】 被災した個人および中小企業者が所有する家屋等について、市が解体撤去（既に解体撤去済の場合は費用償還）を行うことにより、生活環境の保全および二次災害の防止を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 4 6 年厚生省令第 3 5 号） 災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金実施要領 石巻市廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理等に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 8 0 号） 石巻市廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理等に関する条例施行規則（平成 1 7 年規則第 1 3 0 号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 又は 【個別計画との整合性】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>令和 4 年 3 月 福島県沖を震源とする地震発生 り災（被災）証明申請受付開始（令和 4 年 5 月 2 3 日まで）</p> <p>4 月 災害等廃棄物処理事業の取扱いについて（環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長周知） 令和 4 年福島県沖を震源とする地震に係る災害廃棄物処理事業の補助対象拡充について（環境省廃棄物適正処理推進課周知）</p> <p>6 月 半壊家屋等の再建方法について意向確認実施</p>
⑤ 主な内容	<p>【公費解体】 被災家屋等所有者等からの申請に基づき、解体の必要があると判断した被災家屋等を解体撤去するもの。</p> <p>【費用償還】 公費解体の受付開始までの間に、既に被災家屋等所有者等が、自らの費用をもって、その被災家屋等を解体撤去した場合は、自費解体に要した費用を、市が申請者に償還する。ただし、市が申請者に償還する金額は、市で定めた基準額を基礎として積算した額と、自費解体に要した費用とを比較して、少ない方の額を費用償還の上限額とする。</p> <p>【対象建物】 被害を受けた建物のうち、り災（被災）証明により「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」の被害認定を受けた個人住宅、事業所等を対象とする。事業所等については、中小企業者（中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業者）が所有するものに限る。 ※被災家屋等の全体を解体撤去する場合に限る。 ※地上部分及びそれに相当する部分の解体（地上部分と一体的に工事が行われるもの）を対象とする。</p>

【対象外建物】

- ・一部解体、リフォームにより発生した廃棄物の撤去は対象としない。
- ・ブロック塀のみの解体撤去は対象としない。
- ・公費解体（費用償還含む）制度は、空き家は対象としない。
- ・「被災住宅応急修理制度」との併用はできない。

【り災（被災）証明半壊以上発行状況（令和4年6月30日現在）】

区 分	件 数		備 考
	り災	被災	
全壊	0	9	調査継続中
大規模半壊	1	0	
中規模半壊	0	0	
半壊	25	9	
合計	26	18	

※り災証明半壊以上 26 件のうち 11 件（12 棟）が公費解体、2 件（2 棟）が撤去費償還予定
 ※被災証明半壊以上 18 件のうち 9 件（9 棟）が解体予定

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

生活環境保全上の支障の除去、二次災害の防止、被災者の生活再建支援及び迅速な復旧を図られ、良好な生活環境が保全される。

解体予定件数	22 件
解体業務委託料	43,310 千円 (20 件)
被災家屋等調査・監理業務	7,898 千円
撤去費償還助成金	6,097 千円 (2 件)
計	57,305 千円
(財源) 国庫補助金	28,652 千円 = 57,305 千円 × 1/2
特別交付税	22,922 千円 = (57,305 千円 - 28,652 千円) × 80%
一般財源	5,731 千円

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

仙台市、白石市、角田市、岩沼市、登米市、山元町で実施

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和 4 年 9 月	市議会第 3 回定例会に補正予算案を提案
	令和 4 年 3 月 16 日に発生した福島県沖を震源とする地震に伴う被災家屋の公費による解体撤去等に関する要綱制定予定
	令和 4 年 3 月 16 日に発生した福島県沖を震源とする地震に伴う被災家屋の解体撤去等を自ら実施した者に対する助成金の交付に関する要綱制定予定
	被災家屋等解体事業対象者への周知開始（個別周知）
10 月	申請受付開始 申請受付締切り
11 月	解体撤去開始
令和 5 年 1 月	解体撤去業務終了

⑨ その他